

大分県建設業育成資金貸付要綱

制 定 S 5 0 . 9 . 1 1

最終改正 H 2 6 . 1 1 . 1

(目 的)

第 1 条 この要綱は、建設業者の経営の合理化、近代化を推進するとともに、経営の安定を確保するために必要な資金（以下「建設業育成資金」という。）を融資し、もって県内建設業者の健全な育成を図ることを目的とする。

(県資金の預託)

第 2 条 知事は、前条の目的を達成するために必要な資金を、毎年度予算の範囲内において次に掲げる金融機関に預託するものとする。

- (1) 大分銀行
- (2) 別に知事が指定する金融機関

(預託の条件)

第 3 条 金融機関に対する預託の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利 率 別に契約にて定める利率
- (2) 期 間 当該年度内

(金融機関の協調融資)

第 4 条 第 2 条の規定による預託を受けた金融機関（以下「金融機関」という。）は、当該預託金額に自己資金を加えて融資を行うものとし、その融資枠については別に契約にて定める。

(融資の対象)

第 5 条 建設業育成資金は、大分県建設業協同組合連合会（以下「連合会」という。）に加入している建設業協同組合（以下「地区組合」という。）の組合員に対し、連合会及び地区組合を通じて融資するものとする。

(融資の条件)

第 6 条 金融機関の連合会に対する融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利 率 年 1.70 パーセント
 - (2) 期 間 融資の日から1年以内
 - (3) 担 保 連合会理事長が、連帯して保証すること。
- 2 連合会の地区組合に対する融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 融資限度額 100,000,000円
 - (2) 利 率 年 2.00 パーセント
 - (3) 期 間 90日以内
 - (4) 担 保 地区組合の理事全員が連帯して保証すること。
- 3 地区組合の当該組合員に対する融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 融資限度額 工事請負契約1件につき
40,000,000円
 - (2) 利 率 年 2.00 パーセント
 - (3) 期 間 90日以内
 - (4) 担 保 公共工事の請負代金債権

(資金の使途)

第7条 建設業育成資金の使途は、公共工事施工のための運転資金及び建設資材の共同購入資金とする。

(借入手続等)

第8条 連合会が金融機関から、地区組合が連合会から、組合員が地区組合から、それぞれ資金を借り入れる場合の手続き及び償還の方法については、金融機関、連合会、地区組合がそれぞれ定めるところによるものとする。

(報 告)

第9条 金融機関は、預託期間満了の日から30日前までに、償還する元金及び利子の額を大分県建設業育成資金預託状況報告書(別紙様式)により、知事に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が金融機関及び連合会と協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和51年3月25日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和52年3月22日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和52年6月27日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和52年12月27日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和53年6月27日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和54年9月25日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和55年3月31日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和55年10月20日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和56年5月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和57年2月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和59年1月4日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和61年10月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和62年8月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（一部改正）

1 この要綱は平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

2 この要綱施行の際、現に貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則（一部改正）

1 この要綱は平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

2 この要綱施行の際、現に貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(別紙様式)

大分県建設業育成資金預託状況報告書

大分県知事 殿

金融機関名

平成 年 月 日に償還する平成 年度に係る大分県建設業育成資金の元金及び利子の額を大分県建設業育成資金貸付要綱第9条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

単位：円

預金			元金	利息			償還額
口座番号	預入日	満期		日数	利率(%)	利息額	